



鳥取県公報

令和6年2月13日（火）
第9570号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の変更の届出（62）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（63）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	港湾協力団体の指定（64）（港湾課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（65）（八頭県土整備事務所）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（66）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
中島 正章	中島治療院	米子市両三柳2056-1	令和3年4月1日

鳥取県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田中外科医院	西伯郡伯耆町吉長58-20	令和5年12月27日
しらいし内科クリニック	西伯郡日吉津村大字富吉1139-1	令和5年12月31日
小徳歯科医院	米子市河崎1740-21	〃

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイプラス薬局四日市店	米子市四日市町50-2	令和5年12月31日
アイプラス薬局ほんどおり店	米子市紺屋町58-2	〃

鳥取県告示第64号

港湾法（昭和25年法律第218号）第41条の2第1項の規定に基づき、港湾協力団体を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	事務所の所在地
鳥取みなとサポート合同会社	鳥取市賀露町北二丁目10-22	鳥取市賀露町北二丁目10-22

鳥取県告示第65号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年2月13日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩 二

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年3月9日 鳥取県指令第202200304807号
令和5年8月28日 鳥取県指令第202300139945号
令和5年12月25日 鳥取県指令第202300235111号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町郡家字東向田及び字西向田並びに福本字落岩西分
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町659
日興土地観光有限会社 代表取締役 墨土 恒成

鳥取県告示第66号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年2月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年11月15日 鳥取県指令第202300208853号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字四方ノ川
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
島根県松江市比津町59
安達 正志